

旧 国立大学法人高岡短期大学の役職員の報酬・給与等について(平成17年4月～平成17年9月)

役員報酬等について

1 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長 (⁶ / ₁₂ 人)	7,537	5,436	2,101	0		9月30日1名
理事 (¹² / ₁₂ 人)	12,605	8,922	3,449	24 (通勤手当) 210 (単身赴任手当)		9月30日2名
理事 (非常勤) (⁶ / ₁₂ 人)	925	925	0	0		9月30日1名
監事 (非常勤) (¹² / ₁₂ 人)	814	814	0	0		9月30日2名

本学は平成17年10月1日に解散した法人であり、各役員については1月を1/12人(1人につき4～9月で6/12人)と換算して記載した。

2 役員退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事	1,584 (12,883)	1 (12)	6 (1) H17.9.30	1.0	旧国立大学法人高岡短期大学の役員としての在職期間中における職務実績の評価を行い、業績勘案率を「1.0」(標準)とすることを決定した。
理事 (非常勤)					該当者なし
監事					該当者なし
監事B (非常勤)					該当者なし

本学は平成17年10月1日に解散した法人であり、承継法人及び他の国立大学法人等関係機関に役職員として引き続き採用されない常勤の役職員については退職手当が支給されるが、支給日において本学が存在しないため、承継法人である富山大学によって退職手当は支給された。前述の額については、承継法人である富山大学の役職員の給与水準の公表において記載されているが、参考情報として重ねて記載した。

理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

本学の職員給与の支給水準については、本学が平成17年10月1日に解散された法人であり平成17年度の支給実績が示せないこと、また、本学の職員の殆どが承継法人である富山大学の職員となったため、承継法人である富山大学の役職員の給与水準の公表において水準を公表していることから、本項については省略することとした。

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 365,768	千円 756,186	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 14,181	千円 7,820	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 15,646	千円 21,965	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 46,888	千円 94,568	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 442,483	千円 880,539	千円 (%) - (-)	千円 (%) - (-)

注) 本学は平成17年10月1日に解散された法人であることから、「比較増 減」欄及び「中期目標開始時(平成17年度)からの増 減」欄は記載していない。

法人が必要と認める事項

特になし